

最高裁秘書第3363号

令和7年10月20日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年10月10日に答申（令和7年度（最情）答申第39号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情） 諒問第64号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年3月19日（令和6年度（最情）諮詢第64号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（最情）答申第39号）

件名：裁判官の評価書の開示請求の件数を年度別・下級裁判所別に取りまとめた文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

裁判官の評価書の開示請求の件数を年度別・下級裁判所別に取りまとめた文書（制度開始当初からの分）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年1月30日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において本件開示申出文書を探索したところ存在しなかった。
- 2 これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨を主張する。

しかしながら、最高裁判所においては、本件開示申出文書を作成又は取得する定めはなく、事務処理上その必要もない。

また、念のため、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

なお、裁判官の評価書の開示について定めた最高裁判所規則は平成16年4月1日に施行され、制度開始から20年以上が経過しているため、過去において、本件開示申出文書が作成又は取得されなかつたのか、あるいは作成又は取得した後廃棄されたのかが判然としなかつたことから、存在しないとの理由で不開示とした。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年3月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月5日 審議
- ④ 同年10月3日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を探索したが、当該文書が存在しなかつたこと、最高裁判所において本件開示申出文書を作成し、又は取得する必要性もないこと、過去において本件開示申出文書を作成し、又は取得した事実の有無が判然としない旨を説明する。最高裁判所が本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は特段認められず、また、裁判官の評価書開示に係る制度の運用等に当たって、本件開示申出文書の作成又は取得が必ず必要になるとも認められないから、探索時において存在しないことが不自然であるとはいえない。また、裁判官の評価書開示に係る制度が平成16年4月1日から運用されたものであるという事実に照らすと、過去において、本件開示申出文書を作成し、又は取得することがなかつたのか、あるいは作成し、又は取得した後に廃棄されたのかが判然としない旨の上記説明も不合理であるとはいえない。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神 裕